

東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議の運営（案）

本会議の運営については、以下によるものとする。

1. 会議の運営

- (1) 議長は、当会議の事務を掌理する。
- (2) 議長の指示があった場合、副議長がその職務を代理する。
- (3) 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

2. 会議の公開

- (1) 開催日程については、事前に周知を図るものとする。
- (2) 議事は原則として公開する。ただし、企業秘密など企業活動上の権利等を害するおそれや、自由闊達な意見交換を妨げるおそれがあると判断される部分については非公開とする。
- (3) 配付資料は、原則として公開する。ただし、個別の事情に応じて、資料を非公開にするかどうかについての判断は、議長に一任するものとする。
- (4) 会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

3. 事務局

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁に、東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議事務局（以下「事務局」という。）を置き、会議の庶務を処理する。
- (2) 事務局に、事務局長、事務局員を置く。事務局員は、会議の構成員が所属する機関から構成される。
- (3) 専門的、技術的な事項について調査し、事務局に意見を具申する専門委員を置くことができる。
- (4) この規則に定めるもののほか、事務局に関する必要な事項は、事務局長が定める。

4. 雑則

その他会議の運営に必要な事項は、議長が事務局に指示して定める。